芳賀小学校いじめ防止基本方針

郡山市立芳賀小学校

＜いじめの定義＞

いじめ防止対策推進法第二条に基づき、「いじめ」を以下のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　基本理念

　　　いじめは、人として決して許されない行為である。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るということ、さらに、いじめは重大な人権侵害であるとの基本認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という強い信念を持つことが重要である。

　　　平成２５年９月２８日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、推進法）により、各学校においては、推進法の規定について理解を深めるとともに、学校、教職員の責務として、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめに適切かつ迅速に対処することが今まで以上に強く求められている。また、推進法の趣旨を児童生徒や保護者に向けて啓発していくことも必要である。さらに、学校はもとより、家庭・地域・関係機関等の社会全体が一体となって、一過性ではなく、継続して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

　　　そこで、いじめ問題の克服に向けて、「郡山市いじめ防止基本方針」に基づき、芳賀小学校としていじめ防止等の基本的な方向性を示す「芳賀小学校『いじめ防止基本方針』」を定め、いじめ防止を推進する。

２　方針

（１）　すべての児童が安心して学校生活を送れるように、学校教育活動全体を通して思いやりの心を育む学校運営に努める。

（２）　児童が主体的にいじめ問題について考えていけるよう、いじめは身近な問題であるとの認識に立ち、日常的・継続的に指導・支援していく。

（３）　いじめの早期発見、いじめへの早期対応、いじめの再発防止を推進するための明確な校内組織を確立するとともに、組織としていじめ防止に取り組む。

（４）　いじめ防止、いじめへの対処について、必要に応じて関係機関との連携を図る。

（５）　いじめ対応に関する教職員の資質能力向上を図る研修を積極的に行うとともに、組織的・計画的な取り組みにより、いじめ防止に努める。

（６）　本校のいじめ防止対策及びその取り組みを、家庭・地域・関係機関へ情報発信していく。

３　いじめ防止への取り組み

（１）いじめの未然防止（再発防止）

　　○　児童相互の望ましい人間関係を醸成するよう、各教科の授業を中心として互いを尊重し、思いやりが持てるような学級経営、学年経営の実践を図る。

　　○　児童の言動や友達関係等、日常の児童観察を丁寧に行い、児童一人ひとりの変化に気づけるよう情報の共有化に努める。

　　○　児童の日常生活の様子等を把握するため、必要に応じて家庭訪問、教育相談を随時実施する。

（２）いじめの早期発見・早期対応

　　○　学期毎に１回定期的に実施する「こまりごとアンケート」から、児童一人ひとりの困っていることや悩みを把握し、必要に応じて個別的に指導、支援する。

　　○　児童に「いじめは絶対に許さない」という認識を持たせ、いじめに気づいた場合にはすぐに教職員、保護者等に伝えるよう、日常的に意識づけを図る。

○　いじめの予兆を見逃さないようにするために、全教職員による情報の交換及び共有化に努める。

（３）いじめ発生時の対応

　　○　「いじめ対応マニュアル」【資料１】に則り、必要に応じていじめ対応チームを編成し、適切かつ迅速な対応・解決を図る。

　　○　具体的対応

|  |  |
| --- | --- |
| 対象・状況 | 具体的対応内容 |
| いじめの発生・発見・通報 | ①　いじめ対応チームの編成…メンバーの決定、調査方針、分担の決定  ②　事実の確認…加害児童・被害児童・発見者等→担任・学年主任・学年担任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター（複数対応が基本）  ③　事実関係の把握…聴取者により、客観的事実の確認  ④　事実の報告…担任（学年主任）→生徒指導主事→教頭→校長（担任等から直接、教頭・校長に報告した場合にも、生徒指導主事にも必ず事後報告する。） |
| いじめられた児童・保護者への対応 | ①　事実の確認→担任・学年主任・学年担任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター（複数対応が基本）  ②　事実の報告…家庭訪問の実施（複数対応）  ③　安心して学校生活を送れるようにするための継続的な指導・支援  ④　状況に応じて、出席停止制度の活用  ⑤　外部専門家（スクールカウンセラー、総合教育支援センター、医療機関等）との連携 |
| いじめた児童・保護者への対応 | ①　事実の確認→担任・学年主任・学年担任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター（複数対応が基本）  ②　事実の報告…家庭訪問の実施（複数対応）  ③　いじめ再発防止に向けての継続的な指導  ④　別室指導の実施…職員室、カウンセリング室等  ⑤　外部専門家（スクールカウンセラー、総合教育支援センター、医療機関等）との連携 |
| いじめが発生した集団への対応 | ①　いじめ再発防止に向けた事実認識と話し合い  ②　児童の言動の継続的観察 |
| ネット上のいじめへの対応 | ①　ネット上の不適切な書き込みの削除…プロバイダ  ②　関係機関（警察署、法務局等）への連絡・相談  ③　家庭への情報モラルに関する啓発 |

（４）重大事態発生時の対応～いじめ防止対策推進法　第２８条～

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。  
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認

めるとき。  
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

があると認めるとき。  
２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじ

めを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を

適切に提供するものとする。

３　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査

及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

　　○　重大事態が発生した場合には、速やかに『いじめ対応チーム』を編成し、調査・対応にあたる。また、郡山市教育委員会に報告し、適宜、指導を仰ぎながら、調査・対応にあたる。

４　基本方針の活用と見直し

（１）「芳賀小学校いじめ防止基本方針」を活用し、PTA総会や学年懇談会等を通して、保護者・児童等へ啓発を図る。※学校ホームページへも掲載

（２）「芳賀小学校いじめ防止基本方針」は、生徒指導委員会や職員会議等で随時見直しを図り、より具体性・実効性の高い取り組みになるようにしていく。

５　組織

**【芳賀小学校】**

校長

教頭

生徒指導主事

学年　　　　　　 養護教諭

特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ

**地域**

**家庭**

校内生徒指導委員会

【いじめ対応チーム】

**関係機関**

スクールカウンセラー

郡山市教育委員会

学校評議員

外部専門家等

６　年間計画

　　　※　校内生徒指導委員会を月１回、定期的に行う。また、必要に応じて、臨時の校内生徒指導委員会を行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月 | 内　容 | | |
| ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０ | 生徒指導委員会  ・全体計画の確認及び検討  生徒指導委員会  ・１学期の重点確認  第１回こまりごとアンケート実施  生徒指導事委員会  生徒指導事例研究会  生徒指導事委員会  ・夏季休業中の生活確認  生徒指導全体会  ・夏季休業中の生活反省  生徒指導委員会  ・第２学期の重点確認  生徒指導委員会  第２回こまりごとアンケート実施 | １１  １２  １  ２  　３ | 生徒指導委員会  生徒指導事例研究会  教育相談実施  生徒指導委員会  ・冬季休業中の生活確認  生徒指導委員会  ・冬季休業中の生活反省  生徒指導全体会  ・３学期の重点確認  第３回こまりごとアンケート実施  生徒指導委員会  生徒指導委員会  ・年間の活動反省 |